令和６年度ワーキングチーム意見概要

参考資料３

（第８期埼玉県障害者支援計画の策定に向けた検討課題）

令和７年２月１２日

|  |
| --- |
| Ａチーム |

１　障害理解・差別解消の推進

○心のバリアフリーハンドブックや啓発動画等の媒体を上手く生かして啓発を行っていくべきである。特に「社会モデル」の考え方を一般の方たちに理解していただくこと、障害に関する大まかな理解だけでなく、障害の多様性、障害の態様や支援のあり方についても一人ひとり異なることへの理解が必要となる一方で、人としての理解、人として対等に接することへの理解を促進するということが大切である。そのための具体的な取組として、

・学校教育、特に義務教育課程における障害理解の促進をしていくこと。児童生徒及び教職員に対する障害理解を深めていく必要があること。そのため県教育局及び市町村教育委員会の協力を働き掛けていくこと。またステレオタイプ的な理解にならないように障害理解を促進していくことが重要である。（Ｃ）

・障害の多様性を認識しながら、対等な人として接する態度、相手への気配りができるような人間理解を育むこと。そのために体験学習を含む学習機会を充実させる必要があり、それを学校教育や一般の方たちに向けて進めていくことが必要である。

特に民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたところで、児童生徒に対しては、多様な障害のある方たちと直接的に関わる機会を作って体験的に学べるような手法で障害理解を促進する必要があること、また、一般の社会人に対しては、まずは行政機関や学校、警察などの職員、そして銀行などの企業の社員が障害について学ぶ機会を提供していくことが必要ではないか。こうしたことで相互理解が促進されていくようにする必要がある。（Ｃ）

・障害といっても身体障害、知的障害、精神障害、発達障害及び難病など多様であることを踏まえ、合理的配慮の提供についても具体的な事例を多く収集整理し、さらなる障害理解の促進に向けて周知の機会と方法を検討していく必要があるのではないか。

●先生方は差別解消法などの研修をきちんと受けているか。それを子供たちにしっかり伝えられているか。聞こえない人に対する理解を深めること、合理的配慮、人権教育などに関してしっかり学んで欲しい。先程の体験学習の中にも、その視点を含めることが大切である。（Ｃ）

●企業で働く障害難病の方のために、企業に出向き、社員研修などで障害のことや合理的配慮の提供について教育を行うことのできる人材を育成して派遣するような取組が有効なのではないか。

●合理的配慮の提供について、具体的な支援の方法論のスーパーバイズがないため、学校や企業にも逃げ道を与えることになったり、また「悪意のない間違い」に気が付かず、結局他人の迷惑だからと言って排除してしまったり、傷付けてからの対応になってしまう。どうしたら日常的に手が打てるようになるのか分からないし、難しい。（Ｂ、Ｃ）

★心のバリアフリーハンドブックは、民間事業者への配布だけではなく、学校の授業などでも是非活用していただきたい。

★社会モデルという考え方の浸透は、価値観の転換が含まれることもあり、とても難しい。すべての障害種別について知識を広げて合理的配慮を考えることは枝葉の部分であり、まず社会モデルという考え方の浸透を一番基本とすべきだと思う。

★民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことについて、民間事業者への普及啓発と併せて、障害当事者や保護者などへの浸透も図る必要がある。

★行政機関への浸透もまだ十分とは言えないところがあるため、引き続き普及啓発に努める必要がある。

★合理的配慮の提供が企業の中に浸透すれば、確実に助かる従業員はいる。効果的な普及啓発方法を検討するため、民間事業者における取組の現状などを調査し、エビデンスを収集すべきである。次期計画を策定する際にも必要になるものと考える。

★（Ｂチームの入院時介助保障に関する意見について）まずできることとして、合理的配慮の事例集などで、厚労省ガイドラインの内容を反映させていくしていくような方法で進めていただきたい。

２　福祉教育・地域交流の支援

○日頃から障害に対する地域の理解を得るために、病院や施設、家庭だけではなく、第三の居場所、地域の居場所づくりというものが必要ではないか。地域の様々な人たちと交流する機会、あるいは当事者同士のピア交流会のような関係者と共に集えるような場をつくることを進めていく必要があるのではないか。ひきこもりを未然に防ぐ点でも必要である。

○障害のある方の社会参加、具体的には地域のイベント等に参加する際に、家族に代わって第三者的に支援する人たちの存在が必要になるのではないか。

★特に精神障害の場合、そうした交流の場の運営は、福祉作業所が主な担い手になると考えられる。そうした事業所が経営難に陥りがちな現状があること、運営資金やスタッフも必要になるが、利用者からそんなに利用料金を取るわけにはいかないなど、いろいろな問題が重なり、つくればいいという問題ではなくなってくる。行政がどうやって後押しするかが課題になってくると考える。（Ｂ）

★（Ｃチームの交流の場のあり方に関する意見について）「県民のつどい」をはじめとする県イベント等の運営について、当事者との具体的な交流と相互理解を促進し、当事者と共に運営できるように事業のあり方を再考し、現行計画４２ページ「（２）福祉教育・地域交流の支援」の部分で記述していくことの必要性を確認した。

★教育局のホームページに、共に学ぶ好事例が掲載されるようになったが、なかなかそこにたどり着けないような載せ方にしかなっていないし、特別支援教育の情報が圧倒的に多いため、改善が必要である。また、彩の国いろどりライブラリーと効果的につなげる方法がないかと思う。（Ｃ）

３　権利擁護の推進

★8050問題や親亡き後の問題について、お金の管理や身体的な介護も含めて成年後見制度の活用があるが、財産管理身上保護というところで数字があまり伸びてない現状がある。一方で地域移行という課題もあることから、地域で障害ある子をどのように支えていくのか、何か他に施策とか今後の展開はないか。

やはり成年後見制度が一番大きいと考えられるし、使い勝手などに難しい面がケースによってはあるというところで、制度や運用の見直しができないか、もっと柔軟な制度が他にできないのか、地域の中で支えていくような仕組みについて検討できればいいと考える。

４　権利行使の支援

★（Ｂチームの選挙関係の意見について）現行計画４５ページ「（３）権利行使の支援」の部分の記述を検討する必要があるという点で共通認識は取れたと思うが、投票所への移動手段などについて具体的にどこまで記述できるかについては、現状確認や継続的な議論が必要になると思われる。

５　彩の国いろどりライブラリーの継続的運用に関する課題

★関係機関・団体との連携のあり方

・機能的に運用していく方法を、福祉教育の推進や推進員養成のノウハウを持っている県社協及びあったかウェルねっと、研修プログラム作成のノウハウを持つＤＥＴ埼玉と共に継続的に考えていく必要がある。

またその中で、社会モデルや合理的配慮について理解を深めていく観点から、当事者講師の学びの機会、共通認識の醸成のための研修の機会などを作っていく必要がある。

・この協議会からスタートしている取組なので、それを大事にしていく必要がある。事務局と関係機関・団体との連絡調整が円滑にとれるようにしつつ、この協議会のメンバーにも入っていただけるように現状の形を維持していくのかなど、運営体制のところも事務局で整理しながら運営していく必要があると考える。

○身体障害以外の障害種別に関する講座及び講師のあり方

運用開始時点では、講師も身体障害の方たちが中心になっている。身体障害以外の障害種別の取組をこれからどのようにして促進していくのか。例えば、ピアサポートのような形でのグループ形態で実施するような形態や、支援者と当事者とのインタビュー形式で実施する形態など、一方向かつ座学的な講座等とするのは難しい障害もあると思うので、そうした講座等の形態、学習形態のあり方も検討していく必要があるのではないか。

○県教育局との連携のあり方

取組を進めていく上では、学校教育における義務教育課程の所管部署の協力が必要になり、また市町村においては、多様な関係機関・団体や関係者などと連携しながら、子供たちの成長発達の過程において福祉教育を進めていくことが必要である。さらに、一般の方たちに向けては、様々な民間事業者を通じて障害理解を進めることや、生涯学習の機会などを活用して理解を進めるというところで、ライブラリーの活用を推進していく必要があるのではないか。

●教育分野では、随分前から合理的配慮に取り組みなさいと言われてはいるが、それが全く取り組めておらず、いまだに特別扱いはできないなど先生の発言が見受けられる。彩の国いろどりライブラリーができたので、これを使って市町村教育委員会や通常学校の先生たちに学んでいただくということにも力を入れていただけるといいと思う。

★ホームページに利用実績などを掲載できると良い。ホームページを見て利用を検討している方がイメージしやすく、気兼ねなく申し込める効果が期待できる。

６　その他（他チームの所管事項など）

★ヘルパーが足りないし、職員も足りない。私の地元では社協のボランティアグループも少ないし、人材確保で本当に困ってしまう時代になってきていると思う。ハローワークで募集しても来ないし、人材派遣センターにも登録しているが、まったく応募がない。世の中が少子化によってどうなってしまうのかが心配である。（Ｂ）

★障害理解という以前に、障害者が受けられる福祉サービスについて、タクシー会社が理解していない場合がある。福祉タクシー券は発行された市でしか使えないとか、他県が発行した障害者手帳で料金割引はできないとか、合理的配慮に関する普及啓発と併せて、そうした制度の周知も必要と考える。（Ｃ）

【凡例】

○：第１回ワーキングチームにおける意見

●：第２回協議会における意見

★：第２回、第３回ワーキングチームにおける意見

* 意見末尾部分の（　）書きは、他チームの所管事項でもあることを示す。

|  |
| --- |
| Ｂチーム |

１　計画全般について

○現行計画にはロービジョンの方に向けた施策があまり入っていない。また、計画の策定段階でロービジョンの方が意見を言う機会が少ない。

○計画作成にあたって、知的障害の当事者にどのように計画策定に参加してもらうか。意思決定支援が主流になっている現状を踏まえて、当事者をどう位置付けるのかということを考えていくことが必要。その場合、知的障害者については合理的配慮として支援者が必要となる。

○様々な制度設計が医学モデルになっているが、医学モデルから社会モデルということを次期計画の大枠として打ち出していくことが必要ではないか。

●これまでの議論を通じて、障害種別に関わらず障害者手帳の等級と支援の難易度との間には相関関係がないことが見えてきた。医学モデルによる支援の限界がきていると受け止めた。

○国、都道府県、市町村の役割分担を踏まえ、県の障害者支援計画の役割として、具体的な施策に入れることができなくても、「本来はこういうあり方が必要である」といった県の方向性というものを打ち出していくということが重要なのではないか。

２　地域生活の充実について

（１）地域生活支援全般

★入所施設と地域生活の対立構造とは捉えずに、地域の中に存在している資源があって、そこを利用してる人が、その地域の中でどうやって充実していけるのかということも守備範囲に入れて議論することが必要である。

★基本的人権、人として当たり前のことを享受したいというニーズがある。入所施設、グループホーム、在宅などの形態論に拘らず、皆がこうしたいと思える生活をなるべく送れるような方向で考えるべきである。

入所施設の利用者ももっと外出ができるなど、普通の人と同じような地域生活を入所者に保障していくことを、ある程度計画の中で打ち出していく方がいい。

例えば、生活サポート事業を入所施設の利用者が使えるように柔軟に運用することをはじめ、地域において利用者の外出を支援できるような制度づくりを考えるべきである。

★相談支援センターの機能の充実と周知が必要である。ケースワークなどに相談支援センター間の能力差がある中で、質の確保をどうしていくのかが課題であると思われる。

また、相談支援事業も他の事業と同様に、事業所数も人手も足りないので、個別支援計画を作って欲しいと利用者が希望しても、結果的にセルフプランにならざるを得ない現状も課題である。

★地域生活支援拠点等について、各市町村・各圏域で１ヶ所というところはだいぶ進んだと思うが、本当に中身がどうなのかというところも検証する必要がある。コーディネーターがいるかどうかというところと、緊急時の対応という点で本当にどこまで進んでいるのかという疑問がある。

★地域生活の充実を目指す上で、病院や店舗などの生活に必要な社会資源が周りにちゃんとあって、なおかつ選択できることが重要であり、それが安全安心につながる。

○コロナ禍によって病院が付き添いの人を受け入れてくれないということがあり、看護師さんが上手くコミュニケーション取れないために入院中に必要な支援が行き届かず、重度障害の人が非常に苦労をしたり、適切な支援が行えないために暴れたりする事例があった。

（Ａ、Ｃ）

★厚労省が病院に対して出している合理的配慮のガイドラインでは、重度訪問介護を入院前から使っている人が入院時も介助者をつけられるということになっているが、病院側の判断で付き添いを断られてしまうケースがあり、病院とのコミュニケーションがとれず、そのために必要な支援を受けられずに入院した後、亡くなってしまった方もいる。

当該ガイドラインが病院に十分周知されているのかが分からない。（Ａ、Ｃ）

★視覚障害リハビリテーションを受けるには、市町村が交付する障害者福祉サービス受給者証が必要になるが、障害福祉サービスのガイドヘルプサービスなどと同じであるため、視覚障害者にはガイドヘルプサービスを紹介すればいいという誤解が見受けられ、特に中途の視覚障害者は、歩行訓練やその生活訓練事業というサービスがあることを知らないままになってしまう。視覚障害者の悩みで一番多いのが、どこに相談していいかわからないということであるが、このように相談支援センター・事業所に相談したとしても、視覚障害が分かる相談員がいないため納得のいく答えがもらえないことが多く、市役所の障害福祉担当の窓口に行っても上記のような対応になってしまう。

★計画に書くようなことではないかもしれないが、手帳を発行するために必要となる診断書や意見書は、福祉サービスや生活訓練や歩行訓練を受けるパスポートになるため、埼玉眼科医会の先生たちに、たとえ６級であってもちゃんと意見書を書くように周知して欲しい。書かないと支援に繋がらないということの周知が必要である。障害者手帳を取った視覚障害者を、生活訓練と歩行訓練にきちんとつなぐための情報提供が必要である。

（２）サービス提供体制について

★介護保険優先の原則を非常に画一的に運用している市町村がある。国の考え方に沿って、一人ひとりの状況やニーズに即して、その人に適したサービスを柔軟に提供できるように運用していくべきというのは、県として打ち出してもいいと考える。

（３）グループホームの現状について

○知的障害のある方の暮らしの場が圧倒的に足りていない。重度障害の方のグループホームの整備が進められているが、重度であるということよりも支援が難しい人が安心して暮らせる場の確保が必要ではないか。また、これらについて親なき後の問題として捉える向きもあるが、親がいる間は親が面倒を見ればいいという論理になる危険もあるため、当事者にとっての意味をしっかり考えていくべきである。

○重度障害者のグループホームについては、消防法の関係でかなり費用がかかってしまうため、整備が非常に難しい。

○最近多くの営利企業が参入してきていて、強度行動障害の方を入居させて該当する加算は取っていくが、支援の形態としてはなるべく部屋から出てこないような状態、閉じ込めているような状態で支援されているのではないか。

○非常に数が増えてきているため、中身に関してきちんと目を入れていく必要があるのではないか。例えば、監査についても、基準に当てはまっているかどうかだけではなく、どのような支援をしているかといった中身を見られるような監査にしていく必要がある。

○監査については、事前に日時を指定してから監査に行くのが通例であるが、それでは有効性のある監査ができないので、方法を考えた方がいいのではないか。

○日中支援型のグループホームについては、自立支援協議会に報告されるが、中身をしっかり見ていかないと、株式会社が運営するグループホームはどんどん入居をさせるけれども、適応できない方をどんどん辞めさせていくというような実態が見てとれるため、グループホームにおける利用者の定着率というものも見ていく必要があるのではないか。

★グループホームの利用料負担について、地域による地価の差や物価高に配慮して助成するなどの配慮が必要なのではないか。年金だけでは絶対に間に合わないため、形としては自立したように見えても、いつまでも家族の庇護から抜け出すことができない。一例として、地域限定で家賃補助などを検討することなどが考えられる。重度の人のグループホーム移行を考えても重要なことと考える。

★埼玉県では、空き家を活用して「ハコづくり」がされてはいるが、本当にグループホームに住みたい人が住める環境になっていない。重度の人に必要となる特殊浴槽やリフトなどを整備しないと重度の人たちは暮らせない。そこに力を入れてもらわないと移行は進まないし、入所施設を拠点にしたグループホームの整備なども考えながら、空き家の活用で対応できない人がいるということを理解していただく必要がある。

（４）入所施設の現状について

○入所施設については、2019年以降、県内で10施設程度が新設されている。これらの新しい施設について、運営の内容をしっかり振り返らなければいけないのではないか。それと同時に、それ以前からある入所施設の暮らしの内容についても確認をしていくことが必要ではないか。また、このことに関して、次期計画の中には、支援の量だけではなく質に関する部分についてもしっかり書き込む必要がある。

○県立嵐山郷における虐待事案（閉じ込め）について、それが虐待であるという認識がないことは問題ではないか。運営に第三者の目が入るということが重要である。また専門性という言葉を使うが、実際には専門性を測る物差しがないということは問題ではないか。

○強度行動障害については、なってしまった方への対策というのは制度上いろいろあるが、大切なのは強度行動障害にならないように支援を進めていくことではないか。

○入所施設における社会参加について、障害のある人がどうやって社会に出ていくかということも大切だが、社会が施設に入ってくるといういう取組も評価されるべきではないか。

○移動支援や生活サポート事業などを使って施設から外出し、電車やバスで移動できるようにすることが本来の姿、当たり前の生活であり、そういう社会を目指すべきではないか。それに関連して、入所施設にももっとヘルパーの利用を認めることや、土日の生活介護についてきちんと整理をすると、施設は手数が確保できて、そこで暮らす人の生活の質も変わってくるのではないか。

●施設入所者が高齢化・重度化していく中で、医療が必要になってくる方がたくさんいる現状がある。医療が施設に入り込めるかどうかが大きな課題になってきてると思う。

○施設が自治会に入るなど、障害のある方のことや施設について地域に知ってもらうことが大切である。地域交流が広がることが期待できる。

★入所施設が足りないと言うのであれば、何故足りないのかということ考える必要がある。本当は地域移行できる人がまだいっぱい利用しているから入所施設はトータル足りないのではないかということもあるし、なぜ地域移行できる人が出られていないのかを考えることができるような施策がないのか、それともグループホームが足りないのか、地域における受け皿がないのかっていうところまで広げて考えた上で、施策の方向性をどう記載するかというのが一番大事なところだと考える。

しかし、現実はそうではなく、何人定員減を目標にしますなどと数字を見るだけで、本当はちゃんと議論して、埼玉県は当面こう考えるということを、わかりやすく関係者に示す必要があるのではないか。

また、グループホームをいっぱい作りましょうという話しか表に出てこないが、入所施設が限りなくゼロに近づいて、すべての人が入所施設のようなグループホームで暮らすのが理想の社会と言えるのか、もっと先を見据えてグループホームというものをきちんと考える必要がある。

（５）短期入所の方の受け入れ、医療的ケアについて

○短期入所で、本来は看護師さんが行うようなケアを職員がやらなければならないケースが発生すると受け入れが難しくなる。もっと訪問看護、訪問介護、訪問リハなどが使えると、短期入所の受け入れも広がるのではないか。

★入所待機で疲弊する親も多く、老障介護の問題もある中で、ショートステイにはレスパイトの視点が必要である。重度障害の子を持つ親が、月に何日でも１日でも自分の生活を取り戻せると良いが、現状を見ると重度の人たちが使いにくい状態になっていて、数も確保できていない。

（６）住宅（一人暮らし）について

○障害のある方が一人暮らしをしたくても、喜んで貸してくれる家主がなかなかいない。特に車椅子の方で介助がいる方は入居を断られる例がほとんどである。

★一人暮らしへの移行について、多様な生活形態を認めた上で、どこで暮らしても遜色のない日常が送れることが重要だが、意思決定支援が難しい人たちを支援していくため、相談支援なども充実させていく必要があるし、形だけ一人暮らしをしたとしても、必要に応じた応援支援がないと無防備に地域で生きていくことになる。

例えば民生委員などと連携した地域の「やわらかい見守り」などの取組が必要になるが、障害福祉の領域の外で対応することになるため、連携の必要が出てくると思われる。

（７）療育について

○療育や放課後デイサービスについて、いろいろな事業所を転々として、かつ多数の保育所と多数の療育施設を同時に使って、隙間なくサービスで埋めるようなケースが増えており、親が家で子育てをする時間が非常に少なくなってきている。そのため、親が子供の障害の状態について、しっかりと理解できていない部分があるのではないか。合理的配慮については、本来は親が働きかけをしなくてはいけないが、親自身の理解が行き届かなくなっているため、それが難しくなっているのではないか。（Ｃ）

●社会的支援が整えば整うほど、親が子供から手を放してしまい、理解が不十分になるのは、精神障害も同じである。教育の力が必要で、小さいときから親子も含めて、障害のある子どもへの対応に関する教育をしていけば、違う結果が出てくるかもしれない。（Ｃ）

○特別支援学校を卒業したあとの進路を選ぶときのポイントが送迎になってしまっている。本来は、本人のことを考えて選ぶべきであるが、お母さんたちが働くために送迎があるところを選ぶというようなことが現実になってきている。（Ｃ）

●次期計画においては、児童発達支援事業や放デイなどの障害児通所支援事業に、どのように目を入れていくか、監査していくかというのが大きな課題になると考える。療育の視点できちんとやれるかどうかをしっかり見ていかなければならない。（Ｃ）

○療育については教育と一体のものであり、Ｂチーム、Ｃチームと分けないで考えた方がいいのではないか。チーム間でお互いにキャッチボールしつつ連携して進めるべきである。（Ｃ）

（８）情報バリアフリー化・情報提供

★障害のある方に必要な福祉サービスが行き届くよう、情報保障的な観点から、必要な情報が早く確実に届くような情報提供のあり方を考える必要がある。

また、個人が情報を選んだり考えたりできるようにするだけではなく、生きづらさを抱えている状態の人など、障害福祉の制度の外に漏れてしまう方に対して、暮らしの中で声掛けや指摘をしてくれる民生委員などの地域資源は必要である。

★現在の福祉ガイドをはじめとする福祉サービスに関する情報は、文字情報が取れない視覚障害者にとっては非常に扱いづらいものになっている。

情報量は多いに越したことはないが、厚い福祉ガイドを紙媒体で渡されても、当事者には読めないし、福祉に関する知識のない家族にとっても、どこを読めばいいのかが分かる内容になっていない。

また、Webサイトに掲載されている情報も、PDFファイルを掲載する方法では、文字検索が難しく、必要な情報がどこに載っているかが分からない。視覚障害者にとって情報検索のしやすいWebサイトの作りを検討する必要がある。

３　社会参加について

●全身性派遣介助員派遣事業や生活サポート事業などの県単独事業は、一人暮らしをしている障害者が地域生活を送るための重要な支えになっている。今後も維持していって欲しい。また、重度の方だけではなく、対象者を広くして柔軟に使えるようになると良い。

○施設入所者の投票について、それぞれの施設に任されてしまっているという実態がある。施設の中でちゃんと学習会などをしているか、あるいは自分たちが望む国や県が作られているかということが主張できる仕組みにすることが必要ではないか。（Ａ）

○視覚障害を理由に郵便投票を使うことができない。投票したい日に同行援護のガイドや一緒に行っていただける方が見つからず、投票できないということが多く起こっている。（Ａ）

●選挙公報について、国や県では点字やデイジー版の他にアクセシブルPDFファイルをウェブサイト上に掲載する方法をとっているが、市町村ではほとんど行われていない現状がある。アクセシブルPDFファイルが掲載されているサイトが見つけにくいこと、スムーズな日本語やきちんとした順番で読み上げるような作りになっていないファイルも多い。（Ａ）

●昔は入所施設におけるサービスと在宅サービスという感じで二元論的にはっきり分かれていたが、障害者総合支援法になって以降、一定のサービスまでは入所施設の義務として行うが、社会参加については入所施設の必須サービスではないため、例えば私費で連れて行ってもらうなど色々な方法が出てきている印象がある。施設の義務になっていない部分は、施設外のサービスを使って外側から変えるという発想もできるようになってきているのではないかと思うので、その区分について確認し、検討していくことも課題とする必要がある。

一例として、選挙に行くのは基本的人権だから入所施設が保障すべきなのか、それとも地域の市町村が保障するべきなのかということなど、具体的には決まっていないことも多いように思う。（Ａ）

４　障害者の就労支援について

○中途で障害になった方が、就労を継続していくための支援が少ない。

★埼玉県は在職者訓練を行っていないため、在職者訓練を受けるためには、県内のどこに住んでいたとしても、所沢の国リハまで通うしか選択肢がない。中途で視覚障害者になった埼玉県民の方が、県内の会社に勤めながら在職者訓練を受けて仕事を続けていくことは非常に困難な状況にある。どうしたらいいかまだ結論が出ずに委員を退任するので、ぜひ継続的に審議をお願いしたい。

○発達障害のある方の就労支援が非常に難しい。例えば車の免許を持っているような方であっても、指示の中での言葉の違いによって混乱したり、コミュニケーションが上手くとれずにパニックを起こしてしまうことなどから、勤め先を解雇されてしまうことがある。そういう方については、自分の適職は何なのか、自分についての理解があればいろいろなことができるが、支援が非常に難しい。

○障害者の就労に対しては国から助成金が出ているが、発達障害の就労支援をしている民間企業には、当事者の肩を持つのではなく、会社側の肩を持って本人都合で辞めるよう仕向けていくようなところが増えている。

○福祉分野における就労支援と労働分野における就労支援があるが、それらは本人の過去の職務内容や職歴などによって、役割分担を考えていくことが効果的である。

○就労のためには自己理解が必要であり、自己理解を持つためには丁寧に関わっていくことが必要であるが、苦手なところに対して合理的配慮を求めていくために周りの方と話をしなければならない場合、そもそも発達障害の方の場合にはコミュニケーション障害があるため、そこが非常に難しい部分になる。

○福祉的就労について、就労継続支援Ｂ型事業所で工賃アップという方向が出ているが、工賃アップということが強調され過ぎてしまうと、結局は施設の職員が頑張るという状況になってしまっているのではないか。

★法律で強制することで障害者雇用率を上げようということではなく、企業が自ら率先して合理的配慮の提供に取り組めるようになるといい。合理的配慮の提供も企業が率先して取り組めるようになれば、職場も変わってくると思われる。

例えば、認証制度などを活用することで、企業が自ら取り組めるように気運を盛り上げていくような取組が必要なのではないかと考える。

５　その他（他チームの所管事項など）

★健康診断はほとんどの人が受けていないに見受けられる。また、重度の人は健康診断を受診しづらい現状がある。命と健康は平等なのにも関わらず、ある人たちは健康診断を受けることができて、ある人たちはできていない現状ついて認識が必要である。普段から利用者のちょっとした変調に気付くためにも、健康診断は絶対にやったほうがいいと考える。（Ｃ）

【凡例】

○：第１回ワーキングチームにおける意見

●：第２回協議会における意見

★：第２回、第３回ワーキングチームにおける意見

* 意見末尾部分の（　）書きは、他チームの所管事項でもあることを示す。

|  |
| --- |
| Ｃチーム |

１　共に育ち、共に学ぶ教育の推進について

○特別支援学校、特別支援学級に通っている児童生徒が、二次障害である強度行動障害になったり、不登校になったりするケースが増えている。そしてフリースクールに通うことで、家庭の経済的負担が増えている現状がある。その原因として、教員の専門性や障害に対する理解がないことや、児童生徒の特性に配慮した学習環境が整っていないことが考えられる。

★不登校が全国的に問題になっている。義務教育であるにも関わらず、教育をフリースクールなどの別の場所で受けなければならない状況になっていることは問題である。一方で、特別支援学級、特別支援学校における不登校者の実態把握がされていないため、組織的な対応につながっていない。

★放課後等デイサービスが、特別支援学校の不登校児の受け皿となっている実態が見受けられる。学齢期は社会に出るまでにいろんなことを学ばなければならない大切な時期なのに、放デイは教育機関ではないため、学校生活に変わるだけの質を持っているのか、学べる環境じゃないところで過ごした子どもたちがこれから大人になって社会に出るのは大変になるのではという懸念がある。

子育ての環境がここ数年で一変しており、サービスが充実すればするほど、保護者が人に頼ることに慣れ過ぎてしまっていることが要因として考えられる。（Ｂ）

○交流の場として県が取り組んでいる「県民のつどい」ついて、表彰や発表も大事ではあるが、もっと具体的な交流が必要なのではないか。（Ａ）

○視覚障害者の場合、福祉機器の展示会などがあれば、誘導のサポートを高校生ボランティアにお願いして、会場までのサポートや会場の中も一緒に見てまわるという事例がある。付き添った生徒の意識がかなり変わるため、一緒に何かをやることを取り入れると効果があるのではないか。（Ａ）

○埼玉県障害者交流センターでは、隣の中学校から毎年1か月間ぐらいメンバーが変わりながら中学生がボランティアで来ており、参加した生徒には意識の変化が見られた。同様に、県庁の「アンテナショップかっぽ」に毎年中学生３人ぐらいが来て、一緒に移動販売をしたり、最重度の車椅子の障害者の食事介助をしている。こうした事例を踏まえると、小中学生からのボランティア参加が重要ではないか。（Ａ）

○幼稚園、小学校、中学校、高等学校の先生方は、聴覚障害者への対応について必要となる手話などについても、さわりの部分だけしか学んでいないと思われ、交流事業のような場で一緒になっても実際にコミュニケーションをとることができない。インクルーシブ教育の観点からも、地域の子どもたちと真の交流をするには、一般の教員にもっと理解してもらう必要がある。研修のプログラムなどをもう一度確認して、工夫をする必要があるのではないか。

○一般の子供たちが障害のある人たちことを理解するためには、早いうちから授業も含めて取り組んでいただきたい。授業で伝えるだけではなく、実際の交流を経験してもらい。その成果を「県民のつどい」などで発表してもらうなど、取組を横断的なものにするのはどうか。（Ａ）

○視覚障害者のパソコンの使い方は目の見える人のパソコンの使い方とは全く違うため、それを教えられる人材が日本国内ではかなり限られており、視覚障害のある方たちは合理的配慮の提供からも置いていかれてしまっている。大学などで合理的配慮の提供に取り組みたくても、そもそも教えられる人材がいない。職業に就くにしても、大学に進学するにしても、相応のスキルでパソコンを使えないと厳しいため、対策を考える必要がある。（Ｂ）

★高等教育や一般就労レベルの比較的高度なICTを視覚障害のある人たちに教えられる人材が全国的に足りていない。また、教える側にかなり高いITスキルが求められるので、それなりの処遇も必要になる。インクルーシブ教育の観点からも必要なことと考える。計画に載せることと併せて、国へも要望して欲しい。（Ｂ）

○障害者差別解消法は罰則が緩いこともあり、なかなか実態を伴わない面があるが、様々な事業をしている方たちに理解を求めていくためのツールとして、これまでにない法律だと考える。もっと社会と関わりたいと思っている当事者、関わって欲しいと思ってる一般の方もいると思うので、そういうところで障害者差別解消法を上手く活用できないか。

★ろう学校においてもオンライン授業が増えてきているが、字幕のあるなしにバラつきがあり、聴覚に障害がある子供たちが十分な情報が得られないということが起こってる。

また、県の歴史を学ぶ教育を受けることがあるが、県のオンライン教材に字幕がないので、必ず字幕をつけて欲しい。そうした環境整備を必ずするようお願いしたい。

★教員の研修の中に、聴覚障害児とのコミュニケーション方法、手話などを入れていただきたい。特別支援学校の教員免許を持っている先生にいろいろな障害特性について学んでいただくのは当然だが、難聴児やろうの子供たちの特性についての実際を見ると、とても少ない。手話ができなければ代わりに筆談や口話で大丈夫というような意識のままろう学校に赴任されると、子供たちが口の形だけで判断して先生の言うことを理解するというのは非常に難しいため、研修の中で、きちんと特性について学ぶという機会や時間をふやしていただき、それを踏まえた上で、学校に赴任していただくというのが必要だと考える。

★高校までに比べ、大学などの高等教育の場では、合理的配慮の提供があまりなされていないように思われる。大学入試の説明会などで、手話通訳がついていないケースなどが見受けられた。埼玉県として、県立大学には働き掛けが必要と考える。

２　安心・安全な環境整備の推進について

1. 療育

★親が子供の発達障害のことを正しく学ぶためには、療育の現場に心理士が配置されていることが必須であるが、埼玉県では、児童発達支援センターなどにも常駐しておらず、親が心理士に出会う機会がほぼない。埼玉県として療育あり方そのものを見直し、どのようなシステムが有効なのかをきちんと考えていく必要がある。

また、計画の記述についても、人材育成とか、身近な地域で専門的な支援ができる機関を増やすとか、支援体制を充実させるとかはあるが、心理士の常駐を進めますなどの具体的な記述がないため、十分とは言えない。

★５歳児健診が単なる自閉症のラベリングにならないよう、早期から親を支えていくための有効な支援体制を整えていく必要がある。

（２）福利のまちづくり

★バリアフリー法の整備ガイドライン第５章、第６章に相当する施策を計画に入れるべきである。情報提供のアクセシビリティがきちんと確保されていないと、現場のサービスを提供する従業員などの負担が増大してしまうことが懸念される。

人口減少と交通事業者が効率化を図るための人員削減を行っている中で、障害のある人たちが自立して移動することができるように環境が整備されないと、人でないとできないサービスを必要としている人に必要なサービスが届かなくなる。

★鉄道駅における聴覚障害者への情報提供について、放送で提供される音声情報と同じ情報が電子掲示板で提供されるようにして欲しい。事故により電車が１時間遅れるといったことについても、電車が遅れるということだけしか分からず、それ以上の細かい情報を得ることができない。高齢で耳の遠い方もいるため、音声による情報と同様に、目でわかるような形で情報提供されるべきである。

★障害者手帳による割引を使いたいと思ったときに駅の窓口に行く必要があるが、無人駅において、代わりにインターホンで呼び出してくださいと言われても、聴覚障害者は音声によるコミュニケーションが取れないため、インターホンを利用することができない。遠隔の手話通訳サービスなども検討するなど、環境整備に努めていただきたい。高齢で耳の遠くなっている方についても同様である。

★大型店舗におけるバリアフリー化について、地震など災害が起きたときに、案内でサインが出ていなかったり、誘導がない場合には、聴覚障害者はどこに避難していいかが分からない。

また、セルフレジが増えていて、その場所も同様に分からない。そういったバリアフリー化を求めていくことが必要である。

★情報の視覚化は、知的障害や発達障害のある人、高齢者にも有効である。一例として、コロナ禍のときの順番待ちの足型が挙げられる。施策の中で「情報を発信する立場の方は、その情報をどう視覚化したら伝わりやすいかなど、そういうことを考えましょう」というのを入れると良い。

★知的障害者は親子で一緒に動くことが多いが、子供の年齢が高くなってくると、親もやはり高齢化してきて、動くのが本当に大変になる。視力が落ちたり耳が遠くなってきているので、音声やテロップなどによる情報提供があると助かる。

★広い交差点や信号の間隔が短い交差点では事故が多いため、声を出す信号機を導入していった方がよい。

（３）防災対策

○平常時に災害が起こったときの対応を県で決めておくと、能登半島地震の際に見られた県外からの視覚障害の専門家の支援を受け入れる際の混乱などを防げるのではないか。

また、災害が起こったときに、災害対策本部が設置される際、障害のある人のことがわかるメンバーを入れていただきたい。

●発災後に支援について協議するのでは、混乱のため時間がかり、手続きが遅くなってしまう。また、被災している視覚障害者がどこにいるのかがわからず、支援にたどり着けないという問題もある。さらに、視覚障害者の約８割を占めるロービジョンの方は、必要な福祉サービスにへと繋がるのに大変時間がかかっている現状があり、福祉サービス、日常生活用具、補装具などを知らない方たちが被災した場合、専門家の支援が遅れれば遅れるほど、悲惨な結果になる。平常時に、障害種別毎に被災障害者の支援を行っている専門家の全国組織があると思うが、そこと協議をして、発災時にスムーズな支援ができる体制を構築しておくことが必須である。（Ｂ）

★災害が起きる前の平常時から、いろいろなことを情報整理して関係者に共有しておくことが重要である。

発災時には、自治体も被災しているため、混乱してしまうのは、これまでの経験から明白である。平常時から、災害が起こった場合にどうするかを、行政と、各障害特性に応じて支援を行う団体などとの間で事前に約束事を作っておくことが重要だと考える。事前に決めてさえおけば、個人情報を出す出さないで何日もかかることなく必要な人に支援が届く体制が築けると考える。

★避難が長期化した場合、必要な支援の内容が変わるということがある。その際には、例えば仮設住宅への入居や避難所を変える時など、様々な手続きが必要になるが、視覚障害者の場合は、そのための情報保障や、書類を読んだり書いたりするための支援が必要になる。その時に被災地に派遣される支援団体などの力を借りられるような関係を作っておくことが重要である。

○現在の避難所の運営に関しては、障害特性によってそれぞれの課題があるため、当事者の意見をまず聞いて、それぞれに合ったものを整備していくことが必要である。

★避難所のバリアフリー化について、聴覚障害者に対する視覚的な情報提供が圧倒的に足りていない。例えば、１日３食提供される食事についても、放送によって音声だけでアナウンスされると聴覚障害者はそれがわからずに提供を受けられなかったケースがあると聞く。掲示物だけで情報提供された場合、視覚障害者にとっても同様の状態になる。避難所運営を考えるときに、障害者がいるということをあらかじめ頭の中に入れておく必要がある。

全国各地でかなり大きな災害が起きているので、それを教訓としつつ、全国で情報共有できるような体制づくりが必要である。

また、単に運営マニュアルがあるからということではなく、その中身を随時検証して見直していく必要がある。

★避難所における情報発信の方法、例えば食事や入浴に関する情報は、様々な障害特性を踏まえて、すべての人に伝わるような方法で行われる必要がある。

★一般の避難所を避難場所として選んだとき、合理的配慮については十分ではないと考えられる。一般の避難所の運営マニュアルは、合理的配慮の提供という点で非常に手薄である。きちんと整備する必要がある。

★避難所の運営マニュアルとは別に、障害種別毎に必要となる配慮に関する冊子を作って、警察や消防、自治会、民生委員などに配布しておくと、災害時に備える点で効果的であるし、一般の方たちが障害に触れる良い機会になると考える。

★避難所において気付かないうちに虐待行為になるようなケースがある。視覚障害者の多くがエコノミー症候群になったり、勝手に動かれると困るので車椅子に拘束されるようなケースなどがあり、そういったことにならないように簡易な点字ブロックを備蓄するなど、避難所の環境を整えるべきである。

★災害アプリについて、そもそも登録をしてる人の割合が少ないのではないかと思われる。対面で直接情報が欲しいという人もいると思うので、アプリがあるからいいということではなく、その人が望む形で情報を得られるようにすべきである。

３　その他（計画全般、他チームの所管事項など）

○大柱を横断する課題について、今後どうやって計画に盛り込めばいいかということを、これを機会に少し議論した方がいいのではないか。

○インクルーシブ教育の問題については、県だけの問題ではなく、政府の姿勢というのが国際的に批判されてるため、国の動向も見ていかなければならないと考える。

★視覚障害者は、団体などに所属していない限り、支援制度や生活用具に関する情報を入手することが難しい。そういった相談に対応できる窓口など、しっかり説明してくれるところがあると良い。（Ｂ）

【凡例】

○：第１回ワーキングチームにおける意見

●：第２回協議会における意見

　★：第２回、第３回ワーキングチームにおける意見

* 意見末尾部分の（　）書きは、他チームの所管事項でもあることを示す。

|  |
| --- |
| その他委員からの発言 |

山中委員

　○災害時は精神病院に当事者を速やかに受け入れるよう働きかけをすべき。

　○障害当事者本人への支援は手厚い一方、その家族への支援は手薄。

下重委員

　○　幼少期等早い段階から、健常者、障害者が共に学ぶ環境を作ることが重要。

　　　そのためには、本協議会に義務教育指導課の参加があると協力して取り組める。

　○　障害者が地域で共に暮らすにあたって、１人暮らしをしたくてもアパートが見つからない

　　問題がある。

　　　特に知的障害者の場合は大家から火事発生等を懸念され忌避されがち。

　○　生活サポート事業所に配置されるサービス提供責任者はヘルパー業務を行うことが出来な

　　いため、人手不足に悩む小規模事業所ほど同運用が運営の支障になっていることから、方策

　　を検討してほしい。

羽生田委員

　○　障害児相談支援事業所において障害福祉サービス利用計画を作れる相談支援専門員が

　　不足している。

　○　給与が安価であること等が人材不足の原因であると思われるので財政的支援の必要性

　　があるのではないか。

荒井委員

　○　職業能力開発センターにおいて、視覚障害者向けの委託訓練がない。

　　　また、県リハビリテーションセンターにおける就労移行支援についても視覚障害者が

　　対象になっていない。

　○　県DX推進計画に障害種別ごとに合わせた合理的配慮の提供に留意する項目を入れてほし

　　いが、県全体の合理的配慮の提供方針が示されていないことから同計画に障害種別ごとに

　　合わせた合理的配慮の提供項目を入れることができない。

　○　視覚障害により身体障害手帳を取得した際に市町村窓口で配布するパンフレットには、

　　視覚障害者の相談支援機関が掲載されている。

　　　手帳交付から１年以内にどれくらいの視覚障害者が同機関に繋げげるのか数値目標を

　　設定し、それを調査する事業を設定することを希望する。